

支援業務の実施に関する計画書

1 組織、人員及び運営に関する事項

- ・組織：別添組織図のとおり
- ・事務所の所在地：京都市右京区山ノ内宮脇町15番1クレスト御池212号室
- ・業務に対する人員：受付業務1名、物件紹介・同行等業務2名、入居後の見守り2名
- ・勤務体制：勤務日、勤務時間及び体制：平日のみ（月～金） 9時～17時 土、日、祝日は休み
電話及び窓口で受付 相談を受ける電話番号：075-823-0888
- ・業務の範囲：京都市、宇治市、向日市、長岡京市、亀岡市
- ・区分経理の方法：税理士事務所に委託し、居住支援に係る業務とその他の区分を行う
- ・帳簿の備付け及び保存方法、書類の保存方法：パソコンにてUSB又はクラウドにて事務所内に厳重に保管
- ・当面の収支計画：別添のとおり
- ・財務状況：別添のとおり

2 支援業務の概要及び実施の方法に関する事項（住宅確保要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項を含む）

- ・支援業務ごとに概要、実施の方法を記載
 - ① 登録事業者からの要請に基づく、登録住宅入居者への家賃債務保証：家賃保証会社に委託
 - ② 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助（入居前の支援）：物件紹介、不動産店への同行、契約時の立会い、緊急連絡先の確保、引越しの手伝い等
 - ③ 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対し、その生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助（入居後の支援）：見守り、安否確認、生活支援、金銭・財産管理、就労支援、死後事務委任等
 - ④ 賃貸住宅の賃貸人に対し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るために必要な情報の提供
 - ⑤ 残置物処理等業務：残置物処理等業務や業務以外の支援業務

3 地方公共団体との連携に関する事項

- ・地域のニーズに対応した効果的な居住支援の取組を促進するために、指定主体である京都府、居住支援法人の活動地域の京都市も含んで、居住支援協議会への参加、京都市が実施する居住支援に関する事業の受託等に関する他の居住支援法人と連携する。

4 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項

- ・他の居住支援法人を含め、関係する不動産事業者や福祉団体等との連携先
居住支援法人で一般社団法人高齢者住宅支援連絡会
不動産業者で上野不動産、株式会社 KOTO、株式会社 INTERENO
障害者支援センター「らくとう」、「らくなん」
京都府洛南病院等と連携

5 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項

- 各地域の居住支援協議会のほか、居住支援に関係する外部組織や全国団体等が主催する研修会へ積極的に参加
- 居住支援に係る専門技術者の資格や職業、過去の実績等について
支援業務に係る人材を確保している（宅地建物取引士（2名在籍）、弁護士（1名在籍））
住宅確保要配慮者に対して住宅を紹介等した実績（3件）がある
弊社の社員は過去に居住支援員として生活困窮者の方達の支援に関わったノウハウがある。